

～令和2年度 ひょうご環境保全活動助成金のご案内～

ひょうご環境保全連絡会では、環境保全活動の一層の拡充を図るため、環境の保全と創造に関する活動に対し、その活動経費の一部を助成します。

助成を希望される団体は、所定の申請書を提出して下さい。（申請書は事務局で配付しています。また、「ひょうご環境保全連絡会」ホームページ（<http://heca.jp/>）からもダウンロードできます。）

● 助成の対象となる活動

令和2年4月1日～令和3年3月12日の間に実施する活動であって、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 環境の保全と創造に関する思想の普及及び意識の高揚のための活動
- (2) 環境の保全と創造に関する情報の収集及び交換のための活動
- (3) 環境の保全と創造に関する調査研究活動

<本助成により実施された事業（一例です）>



東お多福山草原保全・再生活動



スノーケル体験学校



相生湾の水質浄化活動

● 申請の締め切り

令和2年7月3日（金）（必着） ※締め切りを1ヵ月延長しました。

● 助成金の交付限度額

助成金は、1団体につき10万円を限度として交付します。

● 助成の対象となる団体

環境保全活動に取り組んでいる団体（取組もうとする団体を含む。）であって、以下のすべてを充たすもの

- (1) 県内に活動の本拠を置き、かつ、県内で活動を行う団体
- (2) 会則または規約等を有しており、団体としての意思決定により事業執行ができ、確実な経理処理ができること。

※ただし、上記のすべてを充たす場合でも、以下のいずれかに該当している場合は助成対象となりませんので、ご了承ください。

- ・公共団体又は公共団体が設立した団体による活動
- ・営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体による活動
- ・他の団体への資金の補助、助成等を内容とする活動

<<裏面あり>>

● **助成金の対象となる経費**（※詳細は助成金交付申請書の別表参照）

- (1) 講師及び指導者に対する謝礼及び旅費
- (2) 活動のための印刷費及び消耗品等の購入費
- (3) 活動のために使用する会場、車両又は備品等の借上料
- (4) 活動のための保険料及び郵送料
- (5) その他活動に必要と認められる経費

● **助成回数**

原則として5回まで助成を受けることが可能です。ただし、毎回申請の上、選考を受ける必要があります。(前身団体である兵庫県大気環境保全連絡協議会及び兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会から助成を受けた実績がある団体については、当該団体からの助成を含めて5回までとなります。)

● **助成金交付活動の決定**

提出された申請書に基づき、活動目的の妥当性、活動の実施可能性、活動の有効性、活動の拡充可能性等を選考委員会において評価し、予算の範囲内で助成金を交付する活動を決定します。

● **活動実績報告書の提出**

交付が決定された団体は、**助成活動終了後 30 日以内又は令和 3 年 3 月 19 日（金）のいずれか先に到来する日までに**、活動実績報告書の提出が必要です。(報告方法等は、交付決定時にご案内します)

● **助成金交付の時期**

原則、助成金を交付すると決定された活動が終了し、活動実績報告書が提出された後に交付します。

普及啓発活動や調査研究活動等の取組を行って
おられる団体の皆さん、奮ってご応募下さい！

● **申請先**

ひょうご環境保全連絡会事務

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課内

TEL : 078-341-7711(内線 3383) FAX : 078-362-3966

E-mail : mizutaiki_07@pref.hyogo.lg.jp

HP <http://heca.jp/>



ひょうご環境保全連絡会とは

ひょうご環境保全連絡会は、会員相互の協力によって生活環境の保全に加え、温暖化防止、生物多様性及び資源循環等に関する思想の普及及び意識の高揚に努め、環境の保全と創造を総合的かつ効果的に推進することにより、“豊かで美しいひょうご”の実現を目指すことを目的に、環境保全に関する様々な事業を行っています。

現在、事業者、漁業団体、衛生団体、環境調査機関、県・市町など約 500 の団体・組織が加入し、ひょうごの環境保全・創造に向けた取組を行っています。